

# 江戸川ラインゴルフ松戸コース利用約款

江戸川ラインゴルフ松戸コース  
合同会社松戸ゴルフ

## 【第1条】(約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方は、本約款に従ってご利用願うことといたします。また当ゴルフ場内では係員の指示に従っていただくものといたします。

## 【第2条】(利用規約の成立)

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、本約款を確認のうえ当日フロントにおいて所定の名簿に署名の上、規定料金をお支払いください。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

## 【第3条】(利用の拒絶)

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りいたします。

1. 満員でスタート枠に余裕がないとき
2. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
3. 利用者が暴力団員もしくはその関係者と認められるとき
4. 利用者が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められたとき。その他公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなした場合、またはなすおそれがあると認められたとき
5. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき
6. 他人のプレーヤーに不快感を与える恐れのある服装等をしているとき（ジーンズなどの服装や刺青等は不可）
7. その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき
8. JGA 競技規則及び当ゴルフ場のルール、ゴルフプレーに対するマナー、エチケットを遵守しないとき

## 【第4条】(開場時間等)

当ゴルフ場の会場等の利用時間、最終スタート時刻は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時に変更することがあります。

## 【第5条】(金銭その他高価品)

金銭その他高価品については、当ゴルフ場では一切お預かりできません。

## 【第6条】(携帯品・自動車等)

携帯品や場所を提供している駐車場に於ける車輛及び車内物品の盗難、損傷について当ゴルフ場は責任を負いません。

## 【第7条】(ロッカー)

ロッカー内の金品について事故が発生した場合は、責任を負いません。

## 【第8条】(危険防止とエチケット・マナーの遵守)

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、自己の責任でプレーして頂きます。

## 【第9条】(ティーイングエリアにおける素振り)

素振りはティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないでください。プレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないでください。

## 【第10条】(飛距離の確認)

先行組に対しては後続組の打者は、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように打球してください。

## 【第11条】(打者の前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

## 【第12条】(隣接ホールへの打込み)

隣接ホールへの打込みは特に危険ですので、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球してください。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないようボールを拾い、自己プレーするホールにおいて、ローカルルールに基づく処置をとり、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

## 【第13条】(場外への試し打ちの禁止)

場外への試し打ちは、最も危険な行為です。絶対に行わないでください。

**【第14条】(退避)**

後続組に対して打球させるときは先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

**【第15条】(打球による事故等)**

打球によって生じた事故等についてはプレーヤー自身の責任において解決していただくものとし、当ゴルフ場では一切の責任を負いません。

**【第16条】(ホールアウト後の退去)**

ホールアウトしたときは直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールに進んでください。

**【第17条】(落雷のあった場合)**

雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、待避所等安全と思われる場所に退避してください。

**【第18条】(火気使用の禁止)**

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁といたします。マッチの燃え殻、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

**【第19条】(違背の場合の責任)**

この利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合、又はご自身が違反して傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

**【第20条】(プレー終了後のクラブの確認)**

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認してください。確認後はクラブの不足、傷等について当ゴルフ場は責任を負いません。

**【第21条】(ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロスの認定について)**

当ゴルフ場では、いかなる状況においてもホールインワン・アルバトロスの認定は行っておりません。

**【第22条】(施設に損害を与えた場合)**

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えて場合は、その損害額を支払って頂きます。

**【第23条】(施設内への持込品)**

施設内に下記のものを持込むこととお断りいたします。

1. 動物、鳥類等のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣等
4. 発火、爆発のおそれがあるもの
5. 爆音を発するもの

**【第24条】(行為の禁止)**

施設内での下記の行為はお断りいたします。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為及びゴルファーとして不適正な服装
4. 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可をする場合を除く）尚、特に許可をした場合であっても、利用者以外（含むギャラリー）が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。
5. 写真撮影、動画撮影、録音等の行為（特に許可をする場合を除く）

**【第25条】(ゴルフ場内での事故・盗難等)**

この規約のほか、当ゴルフ場における事故・盗難等について、当ゴルフ場では一切責任を負いません。

**【第26条】(個人情報の取り扱いについて)**

ゴルフ場は、予約時点で電話・FAX・Eメール等で入手した個人情報と、プレー当日に署名簿ご署名いただいたプレーヤーの個人情報を、当ゴルフ場の責に則り安全管理に努めます。当ゴルフ場では、ご予約及びご来場いただいたお客様に対し、当ゴルフ場の営業情報・イベント告知等をダイレクトメール・またはEメール等でご案内させていただきます。

以上